

重要事項説明書

N O S A I 山形

この説明書は、各共済事業へのご加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい契約上特に重要な事項を記載したものです。ご加入の際には、必ずこの説明書および約款等をご確認のうえお申込みくださいますようお願いいたします。

◎ 共通事項

1. ご契約は、別途定めている各共済事業の加入申込書に、加入者が必要事項を記入、押印して山形県農業共済組合（以下「組合」といいます。）に申し込み、組合がその申込みを受諾したときに成立します。
加入申込書には、事実を正確にご記入下さい。記入内容が事実と異なるときには、契約の解除や共済金をお支払いできなくなる場合があります。
なお、加入申込書の提出後、記入内容の誤りに気付いたときは、速やかに組合にお知らせ下さい。
2. 農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合と国の２段階による責任分担を行い、危険分散を図ることで、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、組合の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。
3. 加入している共済目的の譲渡があった場合は、譲受人が組合に対して２週間以内に必要な書面を添えてこれの申請をし、組合の承諾を得ることでその共済関係を承継することができます。譲渡、相続その他の包括継承があった場合には必ず行って下さい。
4. 加入いただいた共済目的について、通常すべき管理、その他損害防止を怠らずに行ってください。
5. 組合は、損害の防止又は損害の認定のため必要があるときは、共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な調査を行うことができます。
6. 共済事業ごとに共済事故の認定などに様々な通知が必要です。遅滞なく組合にお知らせ下さい。
7. 全共済事業に共通して共済金の支払いができない損害として、次のものがあります。
 - ・戦争その他の変乱によって生じた損害
 - ・組合員又はその法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害（ただし、組合員が損害賠償を目的に、他人の所有するものを共済に付した場合は「故意」によるものとします。）
 - ・共済金の取得を目的とした組合員と同一の世帯に属する親族の故意によって生じた損害
8. 組合は、共済金を支払ったときは、共済事故による損害が生じたことにより組合員が取得する債権を代位します。
9. 共済掛金の納入及び共済金の支払いを適正に行うため、金融機関の登録をいただいております。口座振替手続がお済みでない方はお早めにお申し出下さい。また、金融機関を変更した場合は、速やかにその旨を組合にお知らせ下さい。なお、共済掛金については、期限内の納入をお願いします。

事業の説明事項

【畑作物共済（大豆、そば、ホップ、蚕繭）】

選択できる加入方式は以下のとおりです。

加入方式	内 容
半相殺方式 (大豆)	農家の被害耕地に係る減収量の合計がその農家の基準収穫量（その農家の耕地ごとの基準収穫量の合計）に農家が選択した支払開始割合を乗じた数量を超えた場合に共済金を支払う方式 支払開始割合 2割を選択・・・基準収穫量の 8割を補償 " 3割を選択・・・ " 7割を補償 " 4割を選択・・・ " 6割を補償
全相殺方式 (大豆)	農家ごとの減収量（その農家の基準収穫量から増収分も加味した収穫量を差し引いた数量）が、その農家の基準収穫量に農家が選択した支払開始割合を乗じた数量を超えた場合に共済金を支払う方式 支払開始割合 1割を選択・・・基準収穫量の 9割を補償 " 2割を選択・・・ " 8割を補償 " 3割を選択・・・ " 7割を補償
全相殺方式 (そば・ホップ・蚕繭)	農家ごとの減収量（その農家の基準収穫（繭）量から増収分も加味した収穫量を差し引いた数量）が、その農家の基準収穫（繭）量に農家が選択した支払開始割合を乗じた数量を超えた場合に共済金を支払う方式 支払開始割合 2割を選択・・・基準収穫（繭）量の 8割を補償 " 3割を選択・・・ " 7割を補償 " 4割を選択・・・ " 6割を補償
地域インデックス方式 (大豆・そば)	農家ごと及び統計単位地域ごとの減収量（当該耕地が属する統計単位地域の基準収穫量から統計データを用いて算出した当年産の収穫量を差し引いて得た数量）が、基準収穫量に農家が選択した支払開始割合を乗じた数量を超えた場合に共済金を支払う方式。 支払開始割合 1割を選択・・・基準収穫量の 9割を補償 " 2割を選択・・・ " 8割を補償 " 3割を選択・・・ " 7割を補償

※ホップ及び蚕繭については、統計データが公表されていないためインデックス方式には加入できません。

(1) 共済事故

○大豆、そば、ホップ

風水害、干害、冷害、ひょう害、凍霜害、寒害、雪害、雨害湿潤害、冷湿害、土壌湿潤害、地震の害、噴火の害、地すべりの害、その他気象上の原因による災害、火災、病害、虫害、鳥害、獣害です。

○蚕繭（蚕児）

風水害、地震による災害、噴火による災害、火災、病害、虫害、鳥害、獣害です。

○蚕繭（桑葉）

風水害、干害、凍霜害、ひょう害、雪害、冷害、冷湿害、地震による災害、噴火による災害、雷害、その他気象上の原因による災害、火災、病害、虫害、獣害です。

(2) 共済責任期間

○大豆、そば、ホップ

発芽期（移植をする場合は移植期）から収穫までです。ただし収穫とは、適期に刈り取り、適期に圃場から搬出することです。

○蚕繭

桑の発芽期（春蚕繭は桑の発芽期前の12月1日）から収繭までです。

(3) 収穫量とする基準

- 大豆 農産物規格規程（平成 13 年農林水産省告示第 244 号）第 1 の 7 の(3)のハに規定する特定加工用大豆の品位以上であるもの。
- そば 食料そばとして市場等に出荷できる品位に該当するもの。
- ホップ ビール醸造原料用として工場に出荷できる品位に該当するもの。
- 蚕繭 出荷できる品位に該当するもの。

(4) 共済金額

基準収穫（繭）量に事業規程で定めた方式ごとの割合を乗じ、さらに単位当たりの共済金額を乗じて得た金額。

注）1 kg（単位）当たり共済金額は、過去の一定年間における平均価格をもとに毎年国から告示され、組合員の申し出により選択が可能です。

(5) 共済掛金

共済掛金は共済金額に共済掛金率を乗じて得られた額です。

共済掛金率は組合員個別の損害率をもとに危険段階別に定められており、適用される危険段階区分は毎年更新となります。

共済掛金率は3年を基本に改定されます。

共済掛金に対して大豆・そば・ホップでは55%、蚕繭では50%の国庫負担があり農家負担掛金の軽減が図られています。

(6) 共済金をお支払いできない場合

共済事故による損害でも、次の場合には共済金の全部又は一部につきお支払いできません。

- ・損害防止の義務を怠ったとき。
- ・損害防止の処置の指示に従わなかったとき。
- ・共済事故発生通知義務を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

(7) 分割評価

肥培管理の粗放若しくは不行き届き又は病虫害防除の不適切、その他共済事故以外の原因による減収量は、分割減収量として支払対象から除いて取り扱います。

(8) 組合員の通知義務

① 加入申込書に記載した事項に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を組合にお知らせ下さい。

② 大豆、そば、ホップについて、次に掲げる事項が生じたときは、遅滞なく、その旨を組合にお知らせ下さい。

- ・共済目的を譲渡したとき
- ・収穫適期前に刈り取り、抜き取り、もしくはすき込むとき
- ・栽培方法を変更したとき
- ・大豆及びそばにかかる全相殺方式において収穫物の出荷計画を変更したとき

また、蚕繭については、次に掲げる事項が生じたときは、遅滞なくその旨を組合にお知らせ下さい。

- ・共済目的を譲渡したとき
- ・収繭期前の棄蚕をするとき

③ 共済事故が発生したときは、遅滞なくその旨を組合にお知らせ下さい。

④ 共済金の支払いを受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく次の事項を組合にお知らせ下さい。

- ・災害の種類
- ・災害の発生日月日
- ・災害により被害を受けた場所、その他災害によって生じた損害の状況
- ・その他災害の状況が明らかとなる事項

(9) 経営所得安定対策との関連について（大豆・そば）

「畑作物の直接支払交付金申請者」（経営所得安定対策実施要綱のⅣの第1の1の（1））として高い単位当たり共済金額を選択した場合は、次により営農継続支払額が共済金から控除されることや、支払共済金を返還いただく場合があります。

- ・当年の生産量にかかる数量払交付金が営農継続支払額に満たなかった場合、共済金は営農継続

支払額を控除して算出します。

- ・ 共済金を受領したあとで、畑作物の直接支払交付金が交付されなかった場合（共済事故による場合を除きます。）には、当組合から掛金の一部を返還し、お支払いした共済金の一部を返還していただきます。

(10) 告知義務違反による解除

加入の申し込みに当たっては、損害の発生の可能性に関する重要な事項について組合が求めたものに事実の告知が必要です。告知をしなかったり、不実の告知をした場合には共済関係を解除する場合があります。当該解除権は解除の原因を知ったときから1ヵ月間行使しないとき、又は申込み承諾の時から6ヵ月を経過したときは消滅します。

なお、加入申込みの承諾のときに組合が不実の告知の事実を知っていたり、共済媒介者が組合員に対し不実の告知を勧めたときなどは解除できません。

(11) 共済掛金不払の場合の共済関係の解除

正当な理由がなく組合が指定する払込期日までに共済掛金の払込みが遅滞したときは、共済関係を解除します。

(12) 重大事由による解除

次の事由がある場合には、共済関係を解除する場合があります。

- ① 共済金の給付を目的として損害を生じさせた、又は生じさせようとしたこと。
- ② 共済金の給付の請求について詐欺を行った、又は行おうとしたこと。
- ③ 組合の組合員に対する信頼を損ない、共済関係の存続を困難とする重大な事由。

(13) 解除の効力

解除は将来に向かってのみ効力を有しますが、重大事由による解除の場合は解除までに発生した共済事故による損害、告知義務による解除の場合はその事由が生じたときから解除までに発生した共済事故による損害については、組合はてん補する責任を負いません。

(14) 自動継続特約

組合員が申し出て組合がこれを承諾したときは、自動継続特約を付すことができます。申込期間が終了するまでに、翌年以降の年産について申込みをしない旨の意思表示がないときは、畑作物共済の申込みがあったものとみなします。

特約を付した場合、組合より示された前年産の共済関係の内容について変更がある場合、申込期間が終了するまでにそれを申し出るものとします。

共済掛金等が払い込まれなかった等により共済関係が解除された場合は自動継続特約も解除されます。

(令和元年9月調整)

山形県農業共済組合

〒 994 - 8511 山形県天童市小関1333番地

TEL (023)656-8988 (代) FAX (023)656-8980